

資料 107-5

国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第
2項に規定する業務の実施に関する計画の変更につ
いて

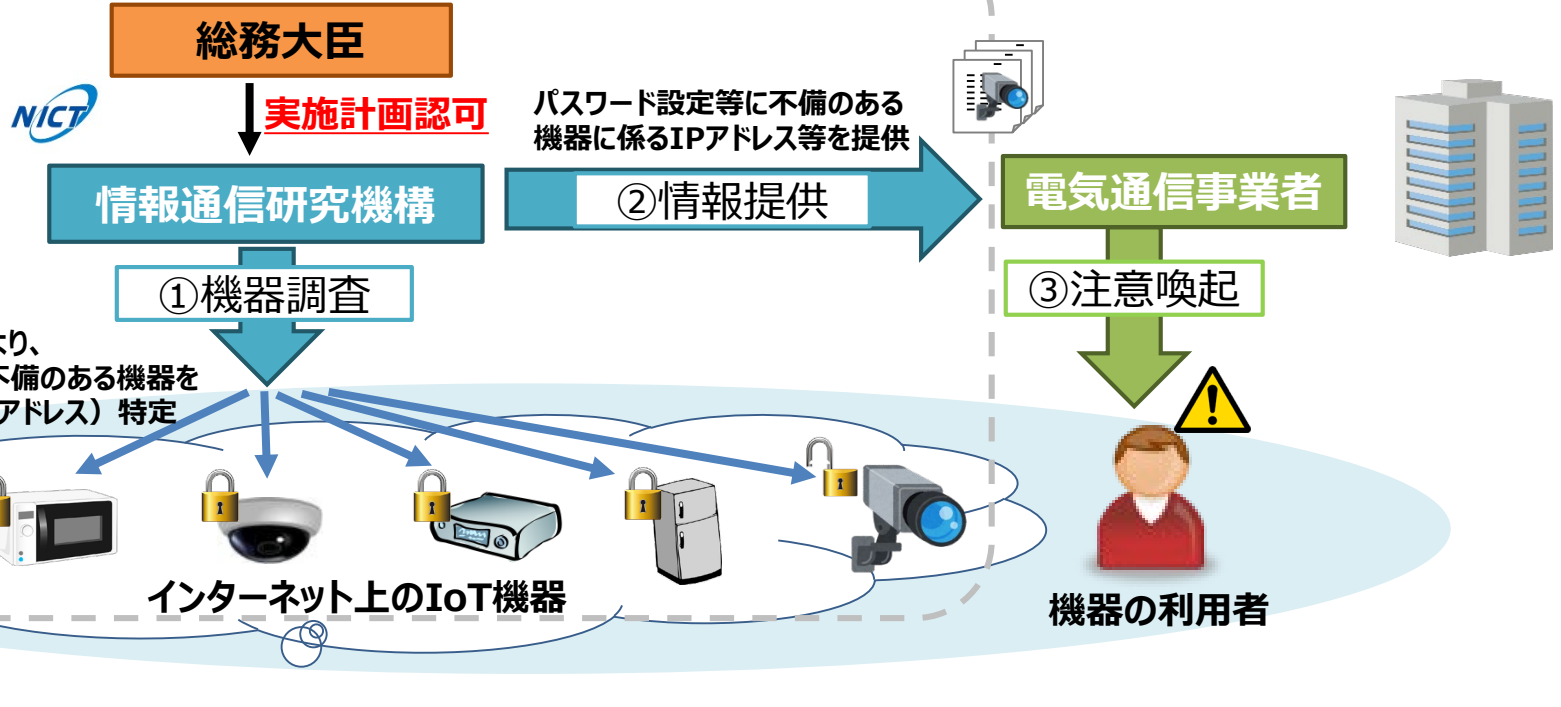
IoT機器調査及び利用者への注意喚起 (NOTICE)

- 情報通信研究機構(NICT)が**サイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器**を調査し、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)を通じた利用者への**注意喚起**を行う取組「NOTICE」を平成31年2月より実施。
※平成30年改正の国立研究開発法人情報通信研究機構法(NICT法)に基づくNICT業務(令和5年度末までの時限措置)
- NOTICEの業務の実施に当たっては、実際にIoT機器にID・パスワードを入力する**特定アクセス行為**を行う必要があるため、NICTは**実施計画**を作成し、**総務大臣の認可**を受ける必要がある。
※平成31年2月からの実施に先立って同年1月25日に実施計画を認可。

情報通信研究機構法による規定範囲

入力するパスワードの例

これまで送信型 対電気通信設備 サイバー攻撃のため に用いられたもの	password、 admin1234、 supervisor、 smcadmin
同一の文字のみ 又は連続した文字 のみを用いたもの	aaaaaaaa、 11111111、 abcdefgh、 12345678



実施計画に関する法令の規定

国立研究開発法人情報通信研究機構法(NICT法) (平成11年法律第162号)

- NICTにおいて、特定アクセス行為等の業務が適切に行われることを確保する観点から、「**総務省令**で定めるところにより、当該業務の**実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない**。これを**変更しようとするときも、同様とする**。」とされている。(法附則第9条)
- 総務大臣は、実施計画の認可をする際、「**審議会等で政令で定めるもの**※に諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。」とされている。(法附則第11条)

※ 国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令附則第2項にて、「情報通信行政・郵政行政審議会」を規定。

総務省令※

※国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令(平成30年総務省令第61号)

- 実施計画の認可に係る申請・変更手続、実施計画の記載事項を規定。(省令第2条)

【実施計画の記載事項】(省令第2条第2項)

- 一 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
- 二 特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項
- 三 特定アクセス行為に係る識別符号の方針及び当該方針に基づき入力する識別符号
- 四 特定アクセス行為の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲その他のこれらの設備に関する事項
- 五 特定アクセス行為により取得する通信履歴等の情報の安全管理措置その他の当該情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置に関する事項
- 六 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項
- 七 その他必要な事項

実施計画の記載内容

- 総務省令の規定に従いNICTにおいて実施計画を策定。
- 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）の諮問・答申を経て、平成31年1月25日に認可。

① 業務従事者の氏名・所属部署・連絡先

非公表

② 特定アクセス行為の送信元のIPアドレス

153.231.215.11～14	153.231.216.179～182
153.231.216.187～190	153.231.216.219～222
153.231.226.163～166	153.231.226.171～174
153.231.227.195～198	153.231.227.211～214
153.231.227.219～222	153.231.227.226～230

（合計：41個のIPアドレス）

③-1 特定アクセス行為に係る識別符号の方針

- ① 送信型対電気通信設備サイバー攻撃の実績のあるマルウェア（亜種含む）で利用されている識別符号
- ② 同一の文字のみの暗証符号を用いているもの（1111、aaaa等）
- ③ 連続した文字のみの暗証符号を用いているもの（1234、abcd等）
- ④ 連続した文字のみを繰り返した暗証符号を用いているもの（12341234、abcdabcd等）
- ⑤ 機器の初期設定の識別符号（機器固有に識別符号が付与されていると確認されたものを除く。）

③-2 方針に基づき入力する識別符号

非公表（約100通りのID・パスワードの組み合わせ）

④ 特定アクセス行為の送信先のIPアドレス範囲

サイバー攻撃を禁止する旨の技術的条件を設定した電気通信事業者の利用者等の電気通信設備に割り当てられるIPアドレス

⑤ 特定アクセス行為に関する情報の適正な取扱い

- (1) 組織的安全管理措置：情報取扱者の明確化や、情報の漏えい等発生時における事務処理体制の整備等
- (2) 人的安全管理措置：情報取扱者に対する内部規程等の周知、教育・訓練の実施等
- (3) 物理的安全管理措置：情報取扱区域の明確化・区分化や、ICカード及び生体認証による情報取扱区域への入室管理システムの設置等
- (4) 技術的安全管理措置：情報取扱サーバへのアクセス制御機能の導入や、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会への情報送信の際に電気通信回線として、VPN接続又はhttps接続を行う等
- (5) その他の措置：情報の保持期間を1年間にする等

⑥ ISP等への通知先に求める情報の適正な取扱い

通知対象となる情報に関して、個人情報保護法や関係ガイドライン等を遵守する旨が記載された覚書を電気通信事業者とNICT間で取り交わす。

⑦ その他必要な事項

電気通信事業者への通知に関する業務を、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託する等

IoT機器調査及び利用者への注意喚起の実施状況

- NOTICEでは、特定のID・パスワードによりログイン可能かどうかの調査を月に1回実施。
- 本年8月時点で参加手続きが完了しているISP（インターネット・サービス・プロバイダ）は62社。当該ISPの約1.1億IPアドレスに対して調査を実施。
- 調査の結果ログインでき、注意喚起対象としてISPへ通知したものは、309件（本年8月分）。

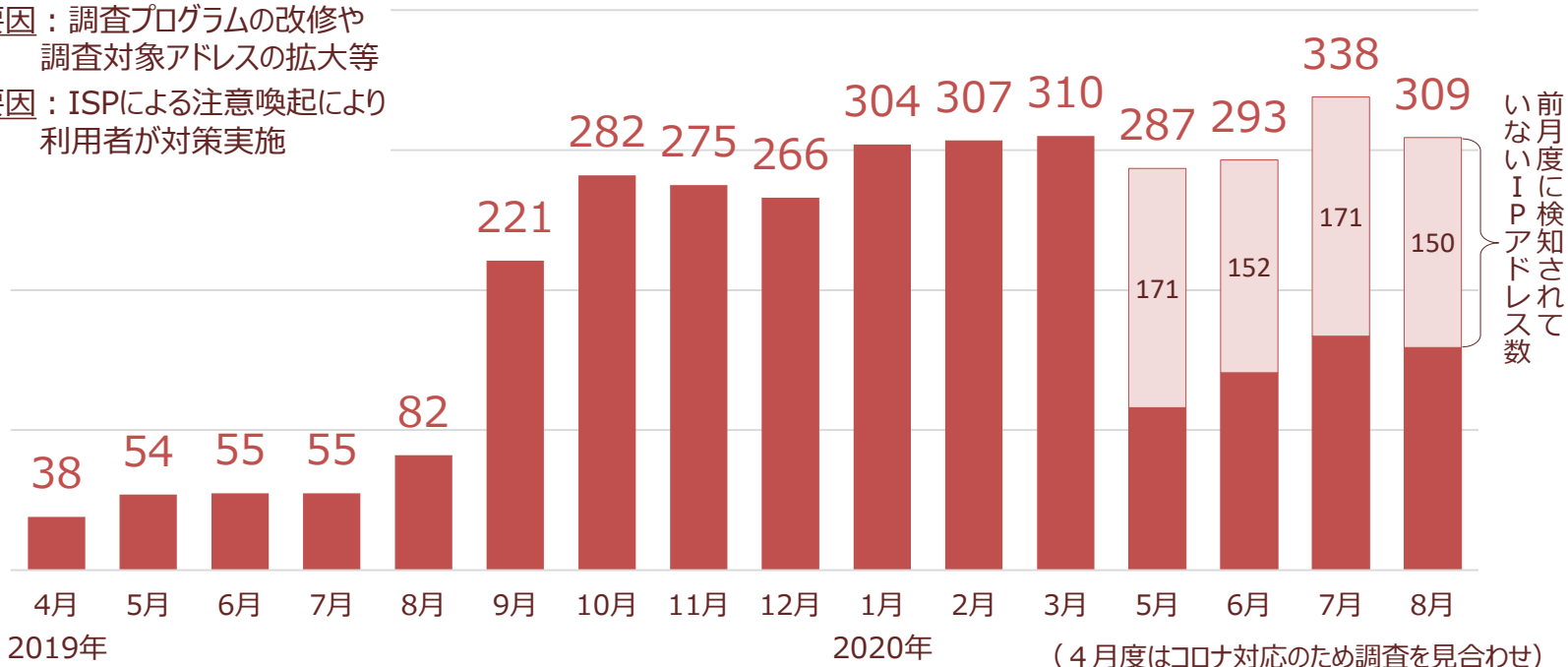
参考：本年度の累積件数：1,227件（令和元年度：2,249件）

ID・パスワードが入力可能だったもの：12.3万件

NOTICE注意喚起対象の件数推移

増加要因：調査プログラムの改修や調査対象アドレスの拡大等

減少要因：ISPによる注意喚起により利用者が対策実施



実施計画の変更の認可

➤ 今般、NOTICEの取組強化のため、実施計画の変更の認可申請があった。

申請者

国立研究開発法人情報通信研究機構 理事長 徳田 英幸

申請年月日

令和2年9月2日

申請概要

実施計画については、総務省令の規定により、特定アクセス行為の送信元のIPアドレス及び特定アクセス行為において入力する識別符号が記載されているところ、当該記載内容を変更するためNICT法附則第9条の規定に基づき、実施計画の変更認可申請が行われたもの。

変更内容

(1) 特定アクセス行為において入力する識別符号の追加

変更前	→	変更後
約100通り		約600通り

(追加理由)

継続して新たなIoT機器向けのマルウェア(Mirai等)が登場していることを踏まえ、当該マルウェアで利用されている識別符号や、機器の初期設定の識別符号等を新たに調査対象とするため。

(2) 特定アクセス行為の送信元のIPアドレスの追加

変更前	→	変更後
41アドレス		54アドレス

(追加理由)

(1)により入力する識別符号が増加することから、特定アクセス行為に係る通信量も増加し通信回線を増設するため

➤ 上記変更は、審議会への諮問を要さない軽微な事項※に該当することから、総務省において、令和2年9月11日付けで**実施計画の変更を認可**。

※諮問を要しない軽微な事項について（情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定）附則第1項

➤ 変更後の実施計画は、**10月度**のNOTICE調査から**実施**予定。

(参考) 諮問を要しない軽微な事項について

諮問を要しない軽微な事項について (平成20年9月30日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会 (第一回) 決定)

附 則

国立研究開発法人情報通信研究機構法 (平成十一年法律第百六十二号。以下「機構法」という。) 附則第十一条ただし書の規定により、審議会への諮問を要しない事項は、次のとおりとする。ただし次の規定に該当するものであっても、重要又は異例な事案と認められるものについては、この限りでない。

- 一 機構法第九条の規定に基づく同法附則第八条第二項に規定する業務の実施に関する計画の変更の認可に関する事案のうち、次に掲げるもの
 - 1 国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令 (平成三十年総務省令第六十一号。以下「省令」という。) 第二条第二項第一号に規定する特定アクセス行為も係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
 - 2 省令第二条第二項第二号に規定する特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項
 - 3 省令第二条第二項第三号に規定する特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号

全62社 (2020年8月時点)

株式会社アイ・キャン／株式会社秋田ケーブルテレビ／旭川ケーブルテレビ株式会社／株式会社朝日ネット／アルテリア・ネットワークス株式会社／諫早ケーブルメディア株式会社／イツ・コミュニケーションズ株式会社／射水ケーブルネットワーク株式会社／株式会社インターネットイニシアティブ／株式会社STNet／株式会社エヌ・ティ・ティエムイー／エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社／株式会社NTTドコモ／株式会社NTTぷらら／株式会社エネルギー・コミュニケーションズ／株式会社愛媛CATV／株式会社大塚商会／株式会社オプテージ／株式会社キャッチネットワーク／株式会社QTnet／近鉄ケーブルネットワーク株式会社／グリーンシティケーブルテレビ株式会社／KDDI株式会社／株式会社KCN京都／ケーブルテレビ株式会社／株式会社ケーブルテレビ可児／株式会社ケーブルテレビ品川／株式会社ケーブルネット鈴鹿／山陰ケーブルビジョン株式会社／GMOインターネット株式会社／シーシーエヌ株式会社／CTBメディア株式会社／株式会社シー・ティー・ワイ／株式会社ジュピターテレコム（グループ会社計10社）／スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社／株式会社ZTV／ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社／ソフトバンク株式会社／知多メディアネットワーク株式会社／中部ケーブルネットワーク株式会社／中部テレコミュニケーション株式会社／株式会社テレビ岸和田／株式会社テレビ九州／東北インテリジェント通信株式会社／株式会社TOKAIケーブルネットワーク／株式会社TOKAIコミュニケーションズ／ニフティ株式会社／株式会社ニューメディア／ビッグロブ株式会社／ひまわりネットワーク株式会社／富士通株式会社／株式会社ベイ・コミュニケーションズ／横浜ケーブルビジョン株式会社

